

基準 11. 社会的責務

11-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明 (現状)

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学では、組織運営上必要な倫理基準を設けるため、サービスに関する規程、ハラスメントに関する規程、個人情報の保護に関する規程、研究倫理に関する規程を制定している。

サービスに関しては、「学校法人徳山教育財団勤務規程」に基本的事項を定めている。職務上知りえた秘密の保持は第15条に、懲戒については第34条に、解雇については第12条に定めている。

ハラスメントについては、平成14(2002)年12月「学校法人徳山教育財団セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程」を定めている。

個人情報の保護については、平成17(2005)年4月「学校法人徳山教育財団個人情報の保護に関する規程」を定めている。

研究倫理に関しては、平成19(2007)年度に「科学研究費補助金の運営に関する行動規範」、及び「科学研究費補助金の運営・管理体制」、「徳山大学科学研究費運営マニュアル」を内規として定めている。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

本学教職員のサービスに関する問題が生じた場合、事実認定とそれに基づく懲戒または解雇の処分を行うこととしている。

セクシャル・ハラスメントについては、毎年3人の相談員が教職員から任命されている。学生への周知は、学生便覧に記載し、その内容を年度初めのガイダンスで説明し、相談窓口も明確にしている。対象案件が発生した場合は事実関係を調査する調査委員会を設置し、調査終了後直ちに学長へ経過及び結果を報告することとしている。

個人情報の保護については、規程に基づき、個人情報の適切な取り扱いが確保されているかについて確認している。教職員の中から個人情報保護管理者を指名し、個人情報が適正に取り扱われるよう指導し、監督している。個人情報保護委員会を設置して法人及び大学の個人情報の保護に関する重要事項を審議することとしている。

科学研究費補助金に関しては、研究代表者及び研究分担者が内規に基づいて科学研究補助金の適正な運営・管理を行っている。専任教員の個人研究費（出張旅費並びに研究図書費等）については、内規を定め適正な運営・管理を行っている。

(2) 11-1の自己評価

規程に基づいた大学運営がなされ、大学組織としては関連法令を遵守して業務を執行している。セクシャル・ハラスメントについては、社会情勢に対応した規程が整備され運用されている。また毎年、相談員を任命するなど適切な運営が図られている。個人情報の保護については、社会情勢に対応した規程が整備され運用されている。研究倫理に関しては、内規により適切に運用されている。

(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）

教職員の服務に関する規程は、内容の徹底を図り、社会的機関としての組織倫理の確立を図る。

セクシャル・ハラスメントについては、現行の体制を維持し、適切な対応を執る。さらに、パワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなどについても、規程の整備を進める。教職員、学生への説明会を開催しハラスメントへの共通理解を深める。

研究倫理に関しては内規ではなく規程の整備に向けて教授会で議論を始める。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

学生相談については、学生部を窓口として、事務職員3人と担当教員3人により日常的な対応を行っている。近年、増加傾向にある精神保健対応については、カウンセラーを非常勤（週1回・2時間）で雇用し、学生相談に応じる体制を整備している。この他、学生全員を対象として、教員1人と事務職員1人がペアを組んで学生相談に対応する「ダブルアドバイザー制度」が機能している。

留学生への対応は、留学生主事及び留学生支援室を窓口として、留学生自身が組織する留学生委員会、寮や下宿別に先輩留学生が後輩留学生を指導するチューター制度を通じて、生活指導や学生相談に応じる体制を整備している。

学生が事件や事故に遭った場合は、本学職員の勤務時間内であれば学生部が対応し、職員の勤務時間外であれば、警備員から学生部職員に連絡する仕組みを確立している。

保険に関しては、授業や課外活動、通学時を対象とする保険と、インターンシップや教育実習等を対象とする保険に、学生全員が加入して万一の事故等に備えている。さらに課外活動（体育・文化クラブ）を対象として「スポーツ安全保険」に加入している。

AEDについては、平成19(2007)年度に本館玄関と第2記念館、須々万野球場の3か所に設置し、救急対応に備えている。また平成19(2007)年度には、事務職員を対象とした使用方法に関する講習会を開催した。

平成18(2006)年に流行した麻疹に関しては、学校医と緊密な連携を図りながら、擬似者を優先的に診察するなどの対応をとった。流行性の疾病に対しては素早い対応を行っている。

薬物使用対策に関しては、学生生活委員会及び学生部を中心に、また1年次配当科目「人間力講座」を通じて、日頃から学生への指導を継続的に行っている。また、平成20(2008)年に全国的に問題となった大麻使用の際には、山口県警察本部と連携し、平成20(2008)年11月に山口県内で最初に大麻使用防止講習会を開催した。

防火・消防については、昭和57(1982)年12月に「徳山大学消防規程」を定め、学長をトップとする防火管理組織ならびに自衛消火班を組織するとともに、消防に関する教育訓練及び消防用設備の維持管理等を行う防火管理者・防火補助者、建物や階・教室ごとに点検などを行う火気取締責任者を定めている。なお、消防設備の点検を6か月に1回、防火訓練を年1回行っている。また、学生寮及び個人下宿、集団下宿の火災予防について消防規程別冊「学生寮等消防要項」を定め、火災予防に努めている。また、学内の警備体制は、

平日夜間と休日には警備員を守衛室に常駐させ、学内の警備を行っている。

情報漏洩対策については、本学情報ネットワークシステムの円滑かつ適正な利用の促進に努めている。またウイルス対策については、サーバ及びローカルネットワークでウイルスを遮断するシステムを構築し、教職員が使用するパソコンや学生のパソコンにはウイルス対策ソフトをインストールしてウイルスを遮断するように対応している。

(2) 11-2の自己評価

危機管理体制の整備は、学生、教職員の安全確保の観点から見て大学にとって重要な課題であると認識し、法令に基づく対応を規程に基づいて行っている。

学生相談に関しては、窓口の整備、専門スタッフの配置、本学特有の「ダブルアドバイザー制度」で危機を未然に防止する体制を整備しており、必要な体制を整備していると評価できる。また、事件・事故への対応も概ね問題なく行われていると評価できる。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

学生部と医務室の対応、さらに「ダブルアドバイザー制度」を通じて、現行の多角的な学生相談体制を堅持する。留学生の増加に対応し、留学生を対象とした学生相談や事故・事件への対応体制を強化する。

また、日本語能力の問題や生活習慣の違い等に起因するトラブルを解決し、留学生と近隣住民との良好な関係を作り上げるため、日本語教育の充実や対応職員の充実、日本人学生との相互交流の活発化などを図る。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

広報活動に関しては、「徳山大学事務分掌規程」により一般広報を総務課が、「地域連携センター規程」によりホームページ(WEB)の管理更新に関しては地域連携センターが所掌することと定められ、両部局が連携して広報活動を推進することとしている。

記者会見及び記者資料配布の実施方法を具体的に定めている。必要に応じて、周南市政記者クラブ等への資料配布や本学における記者会見を実施している。(ニュースリリース)

平成20(2008)年8月の「地域連携センター」設立に伴い、同センターが総務課及び入試室と連携しながら、ホームページ(WEB)の管理・更新を一括して行う体制を確立した。本学の様々なニュースやトピックを学外に発信するように努めている。

平成15(2003)年4月から広報誌「学園台の風」を定期的に作成・発行している。発行は毎月または隔月の間隔で行い、平成22(2010)年6月現在、第62号を発行している。発行部数は各号3,000部で、学内各所に配置するほか、地元の西京銀行が運営するネットワーク「ゼファークラブ」を利用して学外へ配布している。

地元のミニFM局「しゅうなんFM」が放送し、本学及び徳山大学校友会が後援する番組「徳山大学 What's New」(毎週土曜日、30分)において、本学の様々なニュースやト

ピックを学外にリアルタイムに広報している。毎月平均4回の放送のうち、2回は本学広報職員が、1回は本学教員が、残りの1回は本学学生が出演している。

徳山大学総合研究所は昭和47(1972)年の設置以降、「紀要」、「working paper」、「モノグラフ」、「研究叢書」などの刊行物を発行してきた。現在は、本学教員が執筆して年1回「紀要」を刊行している。「紀要」は学内教員へ配布するほか、他大学の図書館及び公的研究機関へ寄贈している。

徳山大学経済学会は経済学部の教員及び学生によって構成し、本学教員等が執筆する学術雑誌「徳山大学論叢」を年2回発行し、研究成果を学内外に公開する役割を果たしている。「徳山大学論叢」は学内教員へ配布するほか、他大学の図書館及び公的研究機関へ寄贈している。

徳山大学福祉情報学会は福祉情報学部の教員及び学生によって構成し、福祉情報に関わる分野をテーマとするシンポジウムを年1回開催している。

本学の教育・研究シーズに関する情報を提供するため、本学ホームページ(WEB)に教員紹介ページを設置し、本学教員の専門分野や研究業績、担当授業等を紹介している。

(2) 11-3の自己評価

ニュースリリースとホームページ(WEB)に関しては、その管理・運営体制を「地域連携センター」に一本化した。事務処理スキームにより、具体的な実施方法が明文化・共有されて運用がされている。

広報誌「学園台の風」は、本学の様々なニュースやトピックを学内の教職員や学生が共有するとともに、学外への配布やホームページ(WEB)への掲載等を通じて、学外に本学のことを知ってもらうメディアとして広報効果を上げている。

「しゅうなん FM」で放送中のスポンサー番組「What's New」は、周南地域のラジオ聴取者に対して本学のニュースやトピックを伝えるメディアとして広報効果を上げている。

「徳山大学総合研究所紀要」と「徳山大学経済学会論叢」は、本学教員の研究成果を社会に公開・還元する役割を果たしている。

(3) 11-3の改善・向上方策(将来計画)

「地域連携センター」が作成した事務処理スキームに則り、体系的かつ効率的な記者会見及び記者資料配布を継続する。

閲覧者にとって魅力あるホームページ(WEB)とするために、教職員の広報意識及びITリテラシーの向上を図り、記事の内容及び更新頻度を高める。

広報誌「学園台の風」は、ホームページ(WEB)に掲載する新着情報との連動を図ることにより、掲載情報のリアルタイム性を向上させるとともに、編集体制の効率化を図る。

「徳山大学総合研究所紀要」と「徳山大学経済学会論叢」は、広範囲に研究成果を公表する観点から、電子媒体化を検討する。また、徳山大学福祉情報学会は、一般市民の関心に応じたテーマ設定や広報PRの徹底などにより、シンポジウムへの集客を高める。

[基準11の自己評価]

本学では、社会的機関として必要な組織倫理に関する規程が「学校法人徳山教育財団勤

務規程」等に定められ適切に運営されている。

危機管理体制については、必要な規程や制度が整備され、学生相談における「ダブルアドバイザー制度」や薬物使用対策における大麻使用に関する講習会の開催など、他大学に先駆けた取組みを実施している。

教育研究成果の学外への広報活動については、ニュースリリースの実施方法を明文化した他、広報誌やラジオ、ホームページ(WEB)、学術誌等の多様なメディアを通じて、積極的な広報に努めている。

[基準11の改善・向上方策(将来計画)]

組織倫理及び危機管理体制については、すでに整備した規程を適切に運用していく。個人情報保護管理と防火・消防については、具体的に運用体制を強化する。近年の留学生の増加に対応できる危機管理体制を検討し確立する。

教育研究成果の広報については、教育研究活動の一層の充実を図るとともに、教職員の広報活動に対する意識とITリテラシーを向上させることにより、効果的かつ効率的な広報活動を推進する。特にホームページ(WEB)の充実を図り、情報提供を積極的に推進する。